

近代期の日本における福祉思想の社会構造史 (6)

—明治期における社寺関連法令の特性分析—

坪井 真

要旨 本稿は、本研究の作業仮説に内在する変数のうち、政策・制度の動向を研究対象に位置づけ、「神社非宗教論による宗教・神社政策」の終結（阪本1994）とともに廃止された教導職制に着目し、その動向を分析した。その結果、明治期の教導職制は、神社信仰に基づく神官の内発的なエートスよりも明治政府の国民教化政策を示した教則という外発的な「特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」（岩井1994）を重視した「制定法支配」（水林2006）の仕組みであったと考える。また、神社の社格は神官のエートスに影響を及ぼす独立変数に位置づけられる。さらに教導職制は、神社よりも仏教寺院に普及していた蓋然性が高いと考える。

I. 本研究の経緯と本稿の位置づけ

本稿は、近代期の日本で進展した慈善事業・社会事業・戦時厚生事業の思想（以下「福祉思想」という）を研究対象に位置づけ、その共時的特徴（同時代の文化的・社会的側面に影響を受けた福祉思想の特徴）と通時的特徴（時系列の推移で変容した福祉思想の特徴ならびに継承された福祉思想の特徴）¹⁾を分析・考察し、現代の社会福祉に「先行するさまざまな諸条件」（田中1990：94）の特徴や影響などを解明する研究（坪井2020a・2020b・2020c・2020d・2021）²⁾の一環である。

先に筆者（坪井）は、社会倫理学の研究成果（村田2005：2-4）³⁾に基づき、現代日本における社会福祉の概念を以下のとおり位置づけた。

[社会福祉の実体概念：ある倫理が内在する概念]

人びとの生活課題を解決・緩和・予防するための制度・政策・実践。（英語表現の social welfare, social services, social work に類する概念）

[社会福祉の目的概念：あるべき倫理を示す概念]

人びとが幸福な状態になることを目指している。（英語表現の well-being に類する概念）

そして、上記の概念に「先行するさまざまな諸条件」（田中1990）の通時的・共時的特徴を解明するため、まず、筆者（坪井2020c）は、社会福祉史の分野で多くの業績を残した吉田久一の福祉思想に関する主要な研究（吉田1979・1989・2003）を分析・考察し、①吉田が論究した宗教（仏教・儒教・キリスト教）と福祉思想の関係性、②今後の研究課題として残された社会科学史的な史観⁴⁾に基づき、以下の命題を設定した。

[命題1] 西洋における文化的・社会的特徴（特に宗教）が日本の福祉思想を変容させた。

[命題2] 日本における文化的・社会的特徴（特に宗教）が自国の福祉思想を変容させた。

さらに筆者は、本研究の命題を社会福祉の実体概念・目的概念、ある倫理・あるべき倫理などで構成した作業仮説にレベル移行し、先行研究（吉田1979・1989・2003）が提示したヴェーバー（Weber, M.）の

宗教的エートス、すなわち宗教思想に内在する「倫理が人々の内面に血肉化し、それが半ば無意識的に人々を特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」(岩井1994:24・29)を重要な鍵概念に位置づけた。

具体的な作業仮説は以下のとおりである。

【作業仮説】

[1-1] 西洋の文化的・社会的特徴と関連する宗教的エートスは、近代期以降の日本に「あるべき倫理」として導入され、従来の福祉思想に影響を及ぼした。(目的概念の変容)

[1-2] 近代期以降の日本に「あるべき倫理」として導入された西洋の宗教的エートスは、福祉思想の「ある倫理」として定着した。(実体概念の変容)

[2-1] 日本の文化的・社会的特徴と関連する宗教的エートスは「あるべき倫理」として継承され、近代期以降の福祉思想に影響を及ぼした。(目的概念の継承)

[2-2] 近代期以降の日本に「あるべき倫理」として継承された日本の宗教的エートスは、福祉思想の「ある倫理」として継続・発展した。(実体概念の継続・展開)

また、本研究は、倫理思想史の先行研究(佐藤2003:21-211)に基づき、分析枠組み(倫理思想の領域と現出した時代)を以下のとおり設定した。

表1 分析枠組み [領域1:神]

古代	原初神道
中古～中世	↓
近世	復古神道
近代	国家神道

表2 分析枠組み [領域2:仏法]

古代	
中古～中世	仏教
近世	↓
近代	↓

表3 分析枠組み [領域3:天]

古代	
中古～中世	
近世	儒学(儒教)・国学等
近代	↓

表4 分析枠組み [領域4:文明]

古代	
中古～中世	
近世	
近代	西洋文化(キリスト教)

以上の研究方法と分析概念・分析枠組みに基づき、筆者(坪井2020d)は、まず、分析枠組みの領域で最も多くの時代に現出した[領域1:神]を研究対象に位置づけた。そして、福祉思想(吉田2003)、近代期の神道と社会事業(藤本2009)、国家神道(阪本1994)の先行研究の議論⁵⁾および丸山(1992:358-361)の思想史のカテゴリーに基づき、近代期に発刊された関連文献⁶⁾を分析し、神道に内在する倫理思想の通時的・共時的特徴と社会事業関連の「政策を支える内面的役割を担うエートスの関係性」(吉田2003:2)を考察した。

その結果、近代期の神道は、国民の神社信仰に内在する宗教的エートスが国家の法制的・形式的な神道、すなわち、国家神道との通時的・共時的な関連性が高いと考える。つまり、近代期の日本では、神社信仰を基盤とした国民の宗教的エートスが国家の政策理念に影響を受けており、近代期の慈善事業・社会事業・戦時厚生事業を論じた先行研究⁷⁾が示す天皇慈恵主義(国家神道と関連する政策理念)と連関する蓋然性を示した。

そこで筆者(坪井2021)は、上記の論点を考究するため、ヴェーバー(Weber, M.)が論じた支配の正当性における三つの純粋類型(理念型)に基づき、法史学の立場から天皇制を「支配の法的正当性の問題」として論究した水林(2006:13-15・23)の『天皇制史論』および歴史学者の山室

(1994) による議論を援用し、神道における宗教的エートスの共時的・通時的特徴を考察した。

その結果、大日本帝国憲法(1889年発布)が「天照大神の神裔」(山室1994:136-138)に位置づけた天皇は、近世以前の「神々と祭祀の秩序」としての社会的役割から「人的身分制的支配関係を官位制によって法的に秩序づける俗的権威」(水林2006:286)に変容し、「国家の祭祀」として「内務官僚の創出した国家神道」が標榜する「敬神思想」(阪本1994:357)の対象である蓋然性を示した。つまり、国家神道に内在する「人々を特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」(岩井1994)は、「近代的な制定法支配」(水林2006:303)を伴う天皇慈恵主義(国家神道と関連する政策理念)が特徴に位置づけられる。

以上の議論に基づき、本研究は[領域1:神]の作業仮説2-1・2-2を設定する。

【作業仮説2-1-領域1:神】

人びとの神社信仰に内在する宗教的エートスは、国家神道に内在する政策理念と連関しながら「あるべき倫理」として近代期以降の福祉思想(目的概念)に影響を及ぼした。

【作業仮説2-2-領域1:神】

神社信仰の宗教的エートスと近代期の政策理念(制定法支配を伴う「あるべき倫理」=敬神思想に基づく国家の祭祀)が融合した国家神道は、福祉思想の実体概念(制定法支配を伴う「ある倫理」=天皇慈恵主義)として継承・発展した。

さらに上記の作業仮説を共時的・通時的な側面から分析・考察するため、システム分析(近藤1983:86-87)で用いる特性要因図に基づき、作業仮説を構造化する。(図1-1・1-2)

そこで本稿は、作業仮説(図1-1・1-2)に内在する変数のうち、近代期の慈善事業・社会事業・戦時厚生事業における天皇慈恵主義(国家神道と関連する政策理念)の影響と関連する政策・制度の動向を研究対象に位置づけ、作業仮説(図1-1・1-2)の予備的考察に取り組む。

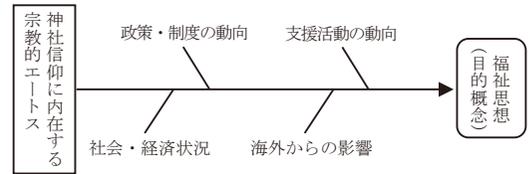


図1-1 作業仮説2-1-領域1:神(近代期の日本)

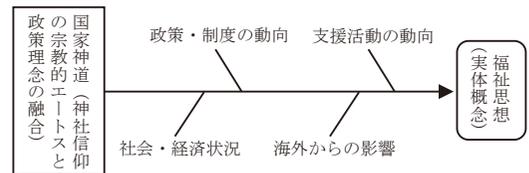


図1-2 作業仮説2-2-領域1:神(近代期の日本)

II. 福祉思想と近代期の日本における関連政策・制度

倫理学者の高橋(2012:295)によれば、倫理思想の特徴は「人々が、自己と他者との連関の総体をいかなるものであるかと認識しており、またいかなるものであるべきだと意識しているのかという事実認識と当為意識のはざまで、いかなる営為をなすべきであるとしているのかという規範意識を意味している。自己と他者の連関の総体は(中略)過去から未来に至る、人々とそれを取り巻く事物事象の連関である」という。高橋の議論を本研究の鍵概念である福祉思想と関連づけるならば、図2のように整理できる。

また、高橋(2012:299)によれば「近代日本の倫理思想は、天皇への直接的な忠誠という態度をもつ臣民が、その態度において国家社会の担い手として自覚するところにある」という。彼の議論を近代期の慈善事業・社会事業・戦時厚生事業に影響を与えた天皇慈恵主義(国家神道と関連する政策理念)と関連づけるならば、近代日本の倫理思想は、人びとを取り巻く事物事象(天皇慈恵主義)に影響を受けていた蓋然性が高い。

図2に基づくならば、人びとの事実認識(ある倫理)や当為意識(あるべき倫理)は「天皇への

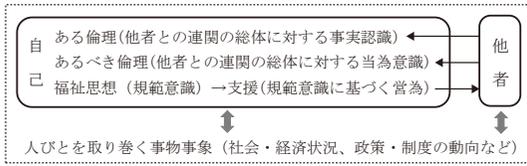


図2 倫理思想の特徴に基づく福祉思想の位置づけ

直接的な忠誠という態度」や「国家社会の担い手として自覚する」意識（高橋2012）と連関しており、近代期の福祉思想（人びとの規範意識）に影響を及ぼしていたのではないかと考える。

一方、近代期の国家神道に内在する神社信仰の宗教的エートスと政策理念の融合が両面価値的（アンビバレント）な歴史的展開であったと論じる先行研究もある。国家神道の形成過程を論究した阪本（1994：286・329）によれば「明治十年代の神社非宗教論による宗教・神社政策」は「国家神道の成立には直結していない」と論じ、1936（昭和11）年の「神祇院創設によってはじめて『敬神思想ノ普及』が国家の公式の事業」となり「純然たる機構・制度としての『国家神道』にはじめてイデオロギー・思想が付加」されたという。また、阪本は「明治十年代の神社非宗教論による宗教・神社政策」が「教導職制廃止、官国社保存金制度の導入を前提とする帝国憲法（筆者注：大日本帝国憲法）第二八条の規定によっていちおうの終結をみた」と論じている。

大日本帝国憲法第28条は「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と信教の自由を規定している。既に明治期の政府（以下「明治政府」という）は1870（明治3）年1月発布の大教宣布の詔で神道に基づく国民教化政策を推進していたが、歴史学者の山室（1994：136-137）によれば、大日本帝国憲法は「天照大神の神裔であるがゆえに正統性を有するという弁証」を図るとともに「文明国標準」の「立憲主義」を両立させた「律令制的現御神と立憲制的君主」の接合が特徴であるという。よって、神道に基づく国民教化政策と信教の自由（大

日本帝国憲法第28条）が併存している特徴は理解できる。

一方、神祇院創設をとおして純然たる機構・制度の国家神道にイデオロギー・思想が付加された1936（昭和11）年は「自由主義的な社会事業」が「戦争体制の下での全体主義的な諸制度の一翼」（池田1986：676）を担う戦時厚生事業に変容する時期と重複している。つまり、「天皇への直接的な忠誠という態度」や「国家社会の担い手として自覚する」意識（高橋2012）と連関した近代期の福祉思想（天皇慈恵主義に影響を受けた人びとの規範意識）は、明治期以降の慈善事業・社会事業と昭和初期の戦時厚生事業で政策・制度の動向の影響が異なる蓋然性を示している。

阪本（1994：310-311）によれば、明治期から大正期にかけて「神宮・神社に関する一連の制度が整備された。ここに形式・建前としての国家神道体制は成立をみた」という。しかしながら「国家の建前としての『国家の宗祀・神社非宗教論』が強調され、制度化されればされるほど、末端神社の本音・宗教性は圧縮された」という。この「末端神社の本音・宗教性」について、阪本（1994：309）は「信仰するからこそ、人民は神社を代々崇敬し、護持してきたのである。そしてその信仰心をより強くし、深くするために神職は存在してきたのである。だが、神社を非宗教としてその宗教的側面を極力押さえてきた政府の基本方針によって、神社・神職の活動範囲は著しく狭められた」と論じている。

阪本の議論は、近代期の福祉思想（人びとの規範意識）に内在する倫理思想の特徴、すなわち、人びとの事実認識（ある倫理）や当為意識（あるべき倫理）と連関する「天皇への直接的な忠誠という態度」や「国家社会の担い手として自覚する」意識（高橋2012）は、人びとの神社信仰による内発的なエートスよりも国家神道（神道に基づく国民教化政策の機構・制度）による外発的な「特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」（岩井1994）が特徴であることを示している。

この論点は、法史学の立場から天皇制を「支配

の法的正当性の問題」として論究した水林（2006：22-23）の議論と関連している。水林によれば「天皇制は、人々を様々な苦難から救済するという意味での宗教問題ではなく、きわめて現世的な法秩序形成の次元の問題であった。神社や祭祀の問題と不可分であるために、天皇制は、あたかも宗教問題であるかのように現象してくるが、しかし、それは支配従属関係を構築するための素材にすぎなかった」という。

以上の議論を本研究の作業仮説に関連づけるならば、近代期の〔領域1：神〕と関連する福祉思想（人びとの規範意識）は、内発的な神社信仰の宗教的エートスよりも天皇制（法秩序形成）と関連する国家神道（神道に基づく国民教化政策の機構・制度）の動向が重要な変数に位置づけられる。

そこで本稿は「形式・建前としての国家神道体制」（阪本1994：310-311）が形成される明治期の動向に焦点をあてる。具体的には、神社非宗教論による宗教・神社政策が推進された明治十年代から当該政策の転換点となった大日本帝国憲法発布以前の関連政策・制度の共時的特徴を考察するため、1880（明治13）年に発刊された『社寺並神宮教導職統計表』（内務省社寺局長内務権大書記官監閲）の記載事項と関連法規の内容を分析する。

Ⅲ. [領域1：神] に関連する政策・制度の通時的特徴—教導職制を中心に—

既述したとおり、明治十年代の神社非宗教論による宗教・神社政策は、教導職制の廃止を伴う大日本帝国憲法の発布が転換点である。そこで本稿は、神社非宗教論による宗教・神社政策の終結とともに廃止された教導職制（阪本1994：286・329）に着目し、その動向を分析する。

1872（明治5）年3月の太政官第八十二号布告により設置された教部省は、同年4月に『教部省ヨリ教導職へ達』を發布し、教導職に関する以下の教則を示した。

壬申四月廿八日教部省ヨリ教導職へ達 教則

第一条 敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事

第二条 天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事
右ノ三条兼テ之ヲ奉體シ説教等ノ節ハ尚能ク注意シ御趣意ニ不悖様厚相心得可中候事

1907（明治40）年に『日本宗教史』を發刊した土屋（1907：365）は「此教旨（筆者注：教導職の教則）を弘通せしむるに於て、便宜上神官僧侶を教導職に採用したりと雖も、固より神仏二教の弘道（筆者注：道徳を広めること）と全く特異なものにして、また實に大教宣布の旨（筆者注：1870年1月に發布された大教宣布の詔の政策理念）に外ならざりしかば、教導職に神官僧侶及び他の布教有志、皆地方官の人材取組により（中略）十四級相当の等級に推挙したり」と論じている。

土屋の議論は、教導職制の担い手である神官・僧侶が教則の理念と異質な弘道（道徳を広めること）を志向していた特徴が示されている。では、どの程度の神社の神官と仏教寺院の僧侶が教導職を担っていたのだろうか。表5-1・5-2は、1880（明治13）年の『社寺並神宮教導職統計表』（内務省社寺局長内務権大書記官監閲）が示す神社・仏教寺院における教導職の状況である。

表5-1 神社と教導職[1879(明治12)年6月時点]

社格	神社の件数	教導職の人数
神宮	1	56
官幣大社	30	186
官幣中社	12	59
官幣小社	2	8
別格官幣社	10	41
国幣中社	48	227
国幣小社	20	69
府縣社	319	675
郷社	3,196	4,014
村社	51,357	7,948
無格社	125,939	0
総計	180,934	13,283

備考：『社寺並神宮教導職統計表』（1880）に基づき筆者作成

表5-2 仏教寺院と教導職
[1878(明治11)年12月時点]

宗派(名称)	教導職が所属する寺院の件数
天台宗	4,949
真言宗	13,350
浄土宗	8,427
臨済宗	6,540
曹洞宗	14,289
黄檗宗	522
真宗	18,799
日蓮宗	5,033
時宗	573
融通念仏宗	361
所轄未定	7
総計	72,850

備考：『社寺並神宮教導職統計表』(1880)に基づき筆者作成

注)「総計」は原本の数値(72,790)が誤記のため、各宗派の総数に変更した。

表5-1が示すとおり、神社における教導職の頻度(各神社に所属する教導職の人数)は、社格による偏りが大きい。とりわけ、神宮から府縣社に至る社格の神社は、各神社の件数と比較して多くの教導職が所属している。郷社も神社の件数に対して教導職は多いが、府縣社以上の社格に比べて頻度は低い。一方、村社は神社の件数と比較して教導職の人数は少なく、無格社は皆無である。

このように教導職の所属人数が示す特徴(神社の社格による相違)は、先行研究(阪本1994:309)の「神社を非宗教としてその宗教的側面を極力押さえてきた政府の基本方針によって、神社・神職の活動範囲は著しく狭められた」という指摘に関連する歴史的事象ではないか。換言するならば、明治期の教導職制は、神社信仰に基づく神官の内発的なエートスよりも明治政府の国民教化政策を示した教則という外発的な「特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」(岩井1994)を重視した「制定法支配」(水林2006:303)の仕組みであり、所属する神社の社格が独立変数に位置づけられる。

一方、表5-2は教導職が所属する仏教寺院の件数を示している。表5-1の神社と異なり、分析対象の『社寺並神宮教導職統計表』は各寺院に所属する教導職の人数を明示していない。そこで本稿は、各寺院に最低1名の教導職が所属していると仮定し、表5-2の状況を分析する。

表5-1・5-2の調査時期と異なるが、1876(明治9)年発刊の『明治史要録録概表』(修史局編纂)に記載された各宗派(表5-2の「所轄未定」を除く)の寺院数を母数(括弧内は教導職が所属する寺院の件数と母数に対する比率)に位置づけるならば、①天台宗:6,717(4,949;73.68%)、②真言宗:16,824(13,350;79.35%)、③浄土宗:10,102(8,427;83.42%)、④臨済宗:7,558(6,540;86.53%)、⑤曹洞宗:16,232(14,289;88.03%)、⑥真宗:18,391(18,799;102.22%)、⑦日蓮宗:5,694(5,033;88.39%)、⑧時宗:594(573;96.46%)、⑨融通念仏宗:557(361;64.81%)となる。

一般的な傾向として、仏教寺院の各宗派における教導職の頻度(各宗派に所属する教導職の人数)は、神社の社格が示す特徴(表5-1)と異なり、各宗派間の偏りを示していない(但し、真宗は教導職の寺院数が母数を上回っている)。したがって、当時の仏教寺院は、宗派にかかわらず、広範に教導職制を導入していた蓋然性が高いと考える。

さらに神社と仏教寺院の教導職を数量的に比較した場合、神社の件数に対する教導職の人数は、180,934件(神社)に対して13,283人(教導職)である(教導職の人数/神社の件数:7.34%)。一方、仏教寺院の件数に対する教導職の人数は、82,669件(仏教寺院)に対して72,850人(教導職)である(教導職の人数/仏教寺院の件数:88.12%)。この分析結果は、明治政府の国民教化政策を示した教則という外発的な「特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」(岩井1994)を重視した教導職制は、神社よりも仏教寺院に普及していた蓋然性を示している。換言するならば、教導職制をととした明治政府の国民教化政策は、近代期の「領域2:仏法」に影響を及ぼしていたのではないかと考える。

IV. まとめ

本稿は、作業仮説（図2-1・2-2）に内在する変数のうち、政策・制度の動向を研究対象に位置づけ、神社非宗教論による宗教・神社政策の終結とともに廃止された教導職制（阪本1994：286・329）に着目し、その動向を分析した。

その結果、明治期の教導職制は、神社信仰に基づく神官の内発的なエートスよりも明治政府の国民教化政策を示した教則という外発的な「特定の行動様式や生活様式へと駆り立てるような起動力」（岩井1994）を重視した「制定法支配」（水林2006：303）の仕組みであったと考える。また、神社の社格は神官のエートスに影響を及ぼす独立変数に位置づけられる。さらに神社と仏教寺院の教導職を数的に比較した結果、教導職制は、神社よりも仏教寺院に普及していた蓋然性が高いと考える。

今後の研究課題は、①神官の教導職が志向するエートスに対する所属神社の社格の影響、②教導職が所属していない無格社における宗教的エートスの特徴、③近代期の〔領域2：仏法〕に対する国民教化政策の影響の分析・考察である。

注

- 1) 本研究は、歴史学者のコッカ（Kocka=2000：128・241）が提唱する社会構造史（歴史的事象の「通時的な観点と共時的な観点とを複合させながら、考察対象となる現実の諸契機がそれぞれ因果的、機能的にどのような対応関係にあるのか」を分析・考察する方法論）を援用する。
- 2) 坪井真「近代期の日本における福祉思想の社会構造史(1)」、作大論集10、2020年（2020a）、139～150頁。同「近代期の日本における福祉思想の社会構造史(2)」、作新学院大学女子短期大学部研究紀要3、2020年（2020b）、11～20頁。同「近代期の日本における福祉思想の社会構造史(3)」、作大論集11、2020年（2020c）、111～121頁。同「近代期の日本における福祉思想の社会構造史(4)」、作新学院大学女子短期大学部研究紀要4、2020年（2020d）、1～10頁。同「近代期の日本における福祉思想の社会構造史(5)」、作大論集12、2021年、123～129頁。※副題は省略する。

- 3) 社会倫理学者の村田（2005：2-4）によれば、「ある倫理」とは「社会に定着し、存在する倫理」であり、「あるべき倫理」は「社会や集団の存続と改善のための条件」に位置づけられる。そして、村田が示す二つの倫理の関係性は、現代日本における社会福祉の実体概念と目的概念に対応していると考えられる。
- 4) 筆者（坪井2020b）は先行研究（吉田1979・1989・2003）における分析視座の特徴を考察した。その結果、先行研究は宗教と福祉思想の関係性を重視し、国内外の文化的・社会的特徴が福祉思想の通時的特徴に影響を及ぼすという分析視点を示した。また、ヴェーバー（Weber, M.）の理念型（宗教的エートス）に基づく社会科学的な史観を重視する研究課題も導出された。〔文献〕吉田久一「社会福祉と諸科学1—社会事業理論の歴史」、一粒社、1979年。同「吉田久一著作集1—日本社会福祉思想史」、川島書店、1989年。同「社会福祉と日本の宗教思想—仏教・儒教・キリスト教の福祉思想—」、勁草書房、2003年。
- 5) 吉田（2003）は本研究の分析枠組みに内在する仏教・儒教・キリスト教と福祉思想の関係性を論究しているが、〔領域1：神〕の神道は取り上げていない。また、近代期の政府機関（内務官僚）と「国家の祭祀」である神道の関連性を考察した藤本（2009：46-47・81）の研究成果は、明治期以降の神道が近代期の慈善事業・社会事業・戦時厚生事業の「政策を支える内面的役割を担うエートス」（吉田2003：2）として存立していた蓋然性を示している。一方、近代期の国家神道を論じた阪本（1994：10-11・357）によれば、近代期に現出した〔領域1：神〕の神道は「国家の法制的形式的な神社非宗教論」に位置づけられる国家神道と「国民の神社信仰」にかかわる宗派神道・教派神道が並立していたという。
- 6) 河野省三「神道大綱」、白井書店、1925年。文部省宗教局「宗教要覧」、文部省、1916年。安原信輔「神社と宗教」、弘道館、1919年。
- 7) 遠藤興一「天皇制慈恵主義の史的構造について」、明治学院大学社会学・社会福祉学研究121、2005年。遠藤興一「天皇慈恵主義とはなにか—その成立過程と実施内容について」、明治学院大学社会学・社会福祉学研究124、2007年。池田敬正「日本社会福祉史」、法律文化社、1986年。吉田久一「吉田久一著作集1—日本社会福祉思想史」、川島書店、1989年。

引用文献

- 藤本頼生「神道と社会事業の近代史（久伊豆神社小
 教院叢書8）」、弘文堂、2009年、46～47頁・81頁
- 池田敬正「日本社会福祉史」法律文化社、1986年、
 676頁
- 岩井洋「宗教社会学の源流—ウェーバーとデュルケ
 ムを中心に—」、井上順孝編「現代日本の宗教社
 会学」、世界思想社、1994年、24・29頁
- ユルゲン・コッカ（仲内英三・他訳）「社会史とは何
 か—その方法と軌跡—」、日本経済評論社、2000
 年、128・241頁
- 近藤次郎「システム分析」、丸善出版、1983年、86～
 87頁
- 丸山眞男「忠誠と反逆 転換期日本の精神的位
 相」、筑摩書房、1992年、358～361頁
- 水林彪「天皇制史論—本質・起源・展開」、岩波書店、
 2006年、13～15頁・22～23頁・286頁・302～310
 頁
- 村田充八「社会的エートスと社会倫理（阪南大学叢
 書74）」、晃洋書房、2005年、2～4頁
- 阪本是丸「国家神道形成過程の研究」、岩波書店、
 1994年、10～11頁・286頁・329頁・357頁
- 佐藤正英「日本倫理思想史」、東京大学出版会、2003
 年、11～211頁
- 荘原和「社寺並神宮教導職統計表」、内務省、1880年、
 1～2頁
- 修史局編纂「明治史要附録概表」、博聞本社、1876年、
 1頁
- 高橋文博「近代日本の倫理思想 主従道徳と国家」、
 思文閣出版、2012年、295頁・299頁
- 田中浩「国家と個人」、岩波書店、1990年、94頁
- 土屋詮教「日本宗教史」、早稲田大学出版部、1907年、
 365頁
- 山室信一「明治国家の制度と理念」、朝尾直弘・他編
 「岩波講座 日本通史 第17巻 近代2」、岩波
 書店、1994年、136～138頁
- 吉田久一「社会福祉と日本の宗教思想—仏教・儒教・
 キリスト教の福祉思想—」、勁草書房2003年、2
 頁